

## 岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成事業要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者が日常生活における活動を容易に行うためにタクシーを利用する場合の、料金の一部を助成することによって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は岩倉市とする。

### (対象者)

第3条 この要綱により助成の対象となる者は、本市に居住する者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 満85歳以上の者

(2) 満65歳以上でかつ介助なしで移動することが困難な介護認定要支援者等であって、介護保険サービスでの通院等乗降介助を利用できない者

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると市長が認める者

### (申請)

第4条 この要綱により助成を受けようとする者は、岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成利用券交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。ただし、岩倉市中心身障害者福祉タクシー料金助成事業の対象となる場合は、岩倉市中心身障害者福祉タクシー料金助成事業の申請を優先することとする。

2 前条第2号の規定する者については、介護支援専門員等の意見書を添えて申請するものとする。

### (交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、申請者に対し、岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成利用券8以下「利用券」という。)を交付する。また、該当しない場合は岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成利用却下通知書(様式第2)により申請者に通知する。

2 利用券の交付は、月2枚とし、申請の日の属する月から当該年度分を一括交付する。

3 岩倉市中心身障害者福祉タクシー料金助成事業の対象となる者で、利用券の交付を受けている者は、使用していない利用券を岩倉市中心身障害者福祉タク

シー料金助成利用券と交換することができる。

(助成の額)

第6条 利用券により助成する額は、利用月におけるタクシー初乗運賃及び迎車料金に相当する額とする。

2 第3条第2号に規定する者については、前項に加え、乗降介助料として1回500円を上限とする利用券を交付する。

(利用できるタクシー)

第7条 利用券を利用することができるのは、市長が別に定める契約書により契約を締結した業者のタクシーとする。

(利用方法)

第8条 タクシー料金の助成により、利用券の交付を受けた者（以下「利用券交付者」という。）が当該利用券を利用してタクシーに乗車するときは、1乗車につき1枚の利用券を乗務員に提出するものとする。

2 前項の場合において、タクシー乗車料金と助成額との差額は、利用者の負担とする。

(再交付の制限)

第9条 利用券は、紛失又は汚損しても再交付しないものとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。

(譲渡の禁止)

第10条 利用券は、譲渡する等他人に使用させることはできない。

(利用券の返還)

第11条 市長は、利用券交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用券の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 利用券を他人に使用させたと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、利用券の交付を受けたと認められたとき。

(台帳の整備)

第12条 市長は、岩倉市高齢者すこやかタクシー利用券交付台帳（様式第3）を作成し、交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成利用券交付申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者・住 所

氏 名

助成対象者との続柄 ( )

電話番号 ( )

次のとおりタクシー料金の助成を受けたいので申請します。

|              |     |     |      |       |    |     |
|--------------|-----|-----|------|-------|----|-----|
| 助 成<br>対 象 者 | 住 所 | 岩倉市 |      |       |    |     |
|              | 氏 名 |     | 生年月日 | 年 月 日 | 性別 | 男・女 |
| 利 用 的<br>目 的 |     |     |      |       |    |     |
| 摘 要          |     |     |      |       |    |     |

様式第2（第5条関係）

岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成利用却下通知書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のありました、岩倉市高齢者すこやかタクシー料金助成については、下記のとおり却下します。

記

1. 却下理由



